

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費・修理費を助成

軽度・中等度難聴児の補聴器の早期装用を目的とし、購入・修理に係る費用を助成します。

●修理費
補装具費支給制度に基づく基準額※または実際に修理に要した費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

対象者
次の全てに当てはまる方が対象となります。

- ・町に住所を有する18歳未満の方
- ・聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外である方
- ・専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されている方

※ただし、保護者の属する世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

助成額

●購入費

左表に定める基準額または実際に購入に要した費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

補聴器の種類	1台当たりの基準額
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900円
骨導式ポケット型	70,100円
骨導式眼鏡型	120,000円



問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(32)6522

有害鳥獣防除用施設設置事業補助金を活用ください

町では、有害鳥獣による農作物などへの被害の防止、軽減を図るため、有害鳥獣防除用施設の設置に要する経費(資材費)に対し、補助金を交付しています。

本格的な農繁期を迎えるシーズンにおいては、毎年、鳥獣による被害や踏み荒らしなどの被害が多数報告されています。電気柵や防獣ネットなどの有害鳥獣防除用施設を設置される場合は、町の補助金をご活用ください。

補助対象者

町内において自ら農地を所有し、または農地を借り受け、農業を営む個人または農業者団体

補助対象経費

電気柵または防護柵(防獣ネットなど)の資材購入費

補助率等

補助対象経費の2分の1以内
上限10万円

申請方法

交付申請書に必要事項を記入し、資材の見積書、購入予定資材のカタログ、設置

司法書士無料法律相談会を開催

長野県司法書士会では、相続や贈与に関することなど、住民の皆さまの疑問や不安についてお答えします。秘密は固く守られます。

新型コロナウイルス感染症により中止する場合もあります。

日程	時間
7月11日(土)	午後1時～3時
9月26日(土)	
11月21日(土)	
1月23日(土)	
3月27日(土)	

会場 イオン 佐久平店
1階イベントホール

相談料

無料

予約

不要

相談テーマ

不動産売買・登記・贈与・遺言・相続・多重債務・借地借家・成年後見・悪質商法・貸金回収

問い合わせ先

長野県司法書士会 佐久支部
篠原 友夫(副支部長)
0267(86)3785

自衛官等を募集

【一般曹候補生】

資格 18歳以上33歳未満の男女

受付期間

7月1日(水)～9月10日(木)

一次試験

9月18日(金)～20日(日)のうち1日

【自衛官候補生】

資格

18歳以上33歳未満の男女

受付期間

年間を通して行っています。

資格などについては、条件により異なります。詳しくは、自衛隊長野地方協力本部上田地域事務所までお問い合わせください。

会場

現在、新型コロナウイルスの影響により、受付期間および試験期日の変更となる可能性があります。変更となった場合は、自衛隊長野地方協力本部ホームページへの掲載やSNSで発信をします。

問い合わせ先

自衛隊上田地域事務所
0268(22)5267

県営住宅 入居者を補充募集

佐久・小諸地域にある県営住宅入居者の募集を次のとおり行います。

募集期間

6月1日(月)～8日(月) (土日を除く)

受付場所

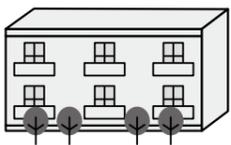
佐久市跡部65番地1
長野県佐久合同庁舎4階
長野県住宅供給公社
佐久管理センター

その他

募集の詳細については5月下旬ごろに、長野県住宅供給公社佐久管理センターへお問い合わせいただくか、長野県のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

長野県住宅供給公社佐久管理センター
0267(78)5410



ゴミ捨てはしっかり！

ごみ捨てにおける感染症対策 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご家庭でできるごみ捨てのポイントをご紹介します。

●ごみに直接触れない

使用後のマスクやティッシュにはウイルスが付着している可能性があります。

●ごみ箱にごみ袋をかぶせ、その中へ捨てましょう。

●ごみ袋はしっかりとしばる

ごみ袋の口はしっかりとしばり、中身が出ないようにしましょう。ごみの詰めすぎは袋の破裂を招き危険なため、絶対にやめましょう。

●ごみを捨てた後は手を洗う

ごみを捨てた後は、石けんで手をよく洗いましょ。

※プラスチック製容器包装は二重袋が禁止です。ウイルスが付着した恐れのあるものは可燃ごみで捨てましょう。

最後に、ごみ収集業者への感染が発生した場合、ごみ収集を停止せざる得なくなりま

す。収集業者の感染リスク低減のためにも、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32)3114

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員制度は、昭和23年の人権擁護委員令によって創設され、昭和24年6月1日の人権擁護委員法の施行により基本的人権を擁護する恒久的な制度として整備されました。

●全国人権擁護委員連合会では、法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として、毎年人権擁護委員の活動を広く啓発しています。

現在、約1万4千人名の委員が全国の市町村に配置され、積極的な活動を行っています。

人権擁護委員の活動と役割

1 地域の皆さまからの人権に関する相談に応じる
「あなたの街の相談パートナー」です。相談は無料で、相談内容などの秘密は厳守します。

2 「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。

3 人権の大切さを多くの皆さまに知っていただき、

(32)3113